

山鹿市条例第 2 4 号

山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例

山鹿市附属機関設置条例（令和 2 年山鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 号の表特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、同法第 2 8 条第 1 項の規定による調査の結果について調査及び審議をすること。
----------	--

別表第 2 号の表特別支援連携協議会の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等に関する関係行政機関及び関係団体の連携その他いじめの防止等のための対策の推進に関し必要な事項について検討及び協議をすること。
いじめ防止対策審議会	いじめ防止法対策推進法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、いじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第 2 8 条第 1 項の規定に基づき調査及び審議をすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。